

(別紙)

「近未来技術実証特区におけるプロジェクト」の募集に係る提案

【募集期間】平成27年1月15日(木)から2月13日(金)(必着)

【留意事項】

○いただいたご提案については、HPIにて公表する予定ですが、ご提案内容について、非公表を希望される方は、i.kokkatoc@cas.go.jpへその旨メールにてお知らせください。

○参考資料がある場合は、本提案用紙とは別ファイルでご提出ください。なお、ファイル名は、「提案者名、提案名(参考資料)」としてください。

【回答者情報】

- 団体・所属名： 長崎県企画振興部政策企画課
- 提案者氏名： 山本 治
- 電話番号： 095-895-2037
- メールアドレス： haiime-yamamoto@pref.nagasaki.lg.jp

【① 提案者の住所・所在(回答必須)】

- ・長崎県
- ・ハウステンボス株式会社
- ・佐世保市
- ・南島原市

【② 提案者の住所・所在(回答必須)】

- ・長崎県長崎市江戸町2番13号
- ・長崎県佐世保市ハウステンボス町1番地1
- ・長崎県佐世保市八幡町1番10号
- ・長崎県南島原市西有家町里坊96番地2

【③ 提案名(回答必須)】

観光地における自動走行システム実証実験

【④ プロジェクトの実施場所(回答必須)】

(1) テーマパークを活用した自動走行システム実証実験

① 佐世保市ハウステンボス町内

- ・テーマパーク「ハウステンボス(私有地)」内
- ・長崎県道141号線、佐世保市道

(2) ローカル鉄道廃線跡地を活用した自動走行システム実証実験

① 南島原市内

【⑤ 具体的なプロジェクトの内容（回答必須）】

（１）オランダの街並みを再現したテーマパーク「ハウステンボス」は、私有地内で人（来訪者・施設関係者等）や車両（施設関係）の往来があり、実際の市街地に近い環境で自動走行の実証実験が今すぐにでも実施可能であり、園内を移動する来場者の利便性を高めるような実証実験が求められる。また、施設周辺には一般道路を横断する複数個所の駐車場を有しているが、徒歩により移動するにはやや距離が長く来場者の負担となっている。そこで、来場者の利便性を高めるため少人数単位で送迎できる効率的な移動システムの実証実験が求められる。

①ハウステンボス園内（私有地）での実証

- ・自動ブレーキ
- ・自動駐車
- ・自動離合
- ・最適な走行経路の決定及び移動
- ・自動操舵による緊急回避
- ・十字路自動横断

②一般道路（県道）を横断する周辺駐車場と園内を結び、来場者を送迎する実証
上記に加え、

- ・交差点（信号機有）自動横断（一般道路への合流を含む）

③施設に隣接する一般道路（市道）における実証

上記に加え、

- ・車線維持、変更（障害物回避）

（２）南島原市は、居住地が低密度で広範囲に広がり、山間部を中心に公共交通空白地が数多く存在する。平成２０年３月には、長い間公共交通の中心的な役割を担ってきた島原鉄道線の南線区間（32.4km）が廃線となり、さらに移動手段が悪化した。一方、平成２８年には本市内に存在する「原城跡」「日野江城跡」を含む「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」が世界文化遺産に登録される見込みであり、数多くの観光客の来訪が想定される。これらの問題を解決するために、島原鉄道廃線区間を有効に活用した交通システムの実用化を目指した実証実験が求められる。

①旧鉄道跡地を利用した専用道路において、一部公道（旧踏切）を横断する交通システムの実証

- ・自動ブレーキ
- ・自動離合
- ・緊急操舵回避
- ・十字路自動横断（公道横断）

②①を発展させ、世界遺産構成資産付近の旧踏切箇所から一般道路に合流し、各構成資産と大規模駐車場までを周遊化する実証

③②を発展させ、モデル地区に設定した農村集落と中心市街地を結ぶ周遊ルートとカーシェアリングを連動した実証

上記に加え、

- ・自動ブレーキ
- ・自動離合
- ・車線維持、変更（障害物回避）
- ・交差点（信号）自動横断（一般道路への合流を含む）
- ・緊急操舵回避
- ・十字路自動横断（公道横断）
- ・十字路自動横断（一般道路への合流を含む）
- ・定時隊列走行

【⑥ ⑤のプロジェクトを不可能又は困難とさせている根拠法令等（回答必須）】

（１）ハウステンボス株式会社

①（私有地内での走行実験のため規制なし）

②施設と周辺駐車場間にある公道通過における道路交通法第７０条

③施設周辺の一般道路により実施する車線変更等における道路交通法第７０条

（２）南島原市

①：旧踏切箇所（公道認定済み）の通過における道路交通法第７０条

②：①に加え、世界遺産構成資産付近の旧踏切箇所から公道に乗り入れ、各構成資産と大規模駐車場を周遊する一般道路における道路交通法第７０条

③：①②に加え、モデル地区に設定した農村集落と中心市街地を結ぶ一般道路における道路交通法第７０条

【⑦ ⑤のプロジェクトの実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容（回答必須）】

『車両等の運転者は当該車両等のハンドル・ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。』（道路交通法第70条）

【⑧ ⑥及び⑦に対する規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容（回答必須）】

緊急時には自動停止するシステムに加え、車両に乗車する者や外部にいる者が緊急を察した場合に簡単な操作（車体に軽く触れるなど）で自動停止するシステムを搭載するなど、安全性が確保される場合は、道路交通法第70条の規制を除外し、運転者不在でも事前に指定された範囲内の自動走行を可能とする。

【⑨ ⑧を措置した場合に想定される経済的社会的効果（回答必須）】

●交通事故の9割以上は、人間の認知・判断・操作ミスが原因とされており、完全自動走行が実現すれば人的ミスによる交通事故はほぼ解消される。近年、全国的に高齢者の運転による交通事故が急増しているが、本県の離島や山間地域においては高齢化率が非常に高く、かつ、交通空白地も多いことなどから、交通事故死者数に占める高齢者（65歳以上）の割合は、過去10年間をみても本県は全国を常に上回っており、直近の平成25年度では66%と全国の割合（53%）を13ポイントも上回っている状況にある。このような現状から、過疎・高齢化が著しく進んでいる離島において超小型モビリティの利活用にかかる実証実験に取り組んでいるが、高齢者が安全に移動するためには早急な完全自動走行（レベル4）の実現を切望し、今回の提案を行うものである。

●現在、国や自動車メーカーなどにより自動運転技術の実現のための開発が進められているが、一般道路における完全自動走行の実証実験は、人や自動車の往来が激しい都市部（市街地）では障害も多く進捗が遅れることが予想されるため、過疎・高齢化が進む離島や中山間地域に特区を設け、実際の道路上でどのようなことが起こるのか数多く検証することが技術の完成度を早期に高め、そのための法整備も併せ行うことにより、わが国が世界に先駆けて自動走行の国際標準制定の主導権を握る早道になるものと考えます。

●過疎・高齢化が進む全国の中山間地において、末端と公共交通を結ぶ、新たな移動手段の導入は、高齢者の移動支援だけでなく、地域振興（集落機能、美しい景観の維持）、観光振興及び鉄道廃線の有効活用などの効果が期待できる。

【県における効果】

○本県の代表的な観光地（施設）への自動走行システムの導入は、その先進性、話題性に加え、交通の利便性も高まることから、多大な誘客効果が期待される。

○自動走行技術を開発する企業又は関連企業の誘致及び県内企業の新分野進出を促進することにより産業振興を図る。

○生活面においては、少子高齢化が進む山間地域における新たな移動システムの導入により、交通の利便性の向上はもとより、交通事故の抑制（特に高齢者）効果も期待される。

【実証地域における効果】

(1) ハウステンボス株式会社

○自動走行システムの導入は、その先進性、話題性に加え、交通の利便性も高まることから、多大な誘客効果が期待される。

○現在有人で行っている各案内業務や移動支援業務がこのシステムにより効率化が図られ、運営費の抑制につながる。

(2) 南島原市

○鉄道が廃止された本市において公共交通はバスのみ限定されており、バスも1時間に1～2本しか通っていない。このシステムにより最寄駅からのアクセスが向上し、世界遺産に関連した観光客の増加に対応できる。

○構成資産周辺には駐車場の整備が難しいため、2つの構成資産を結ぶ中間地点付近に大規模駐車場を整備し、自動運転走行車を活用したパーク&ライド方式を導入することで、自家用車・レンタカーを利用した観光客の利便性を高めることができ、更なる観光客の増加が期待される。

○バスが通らない公共交通空白地帯に立地する山間部の農村集落に在住する高齢者等の交通弱者の中心市街地へのアクセスを容易にすることにより社会活動への参画意欲を促し、自活能力の向上と社会福祉費の抑制につながる。

○システムの運用により交通安全の徹底が図られ、交通事故の抑制につながる。

○負の遺産として捉えられていた、鉄道跡地の有効活用によって、市民生活、市の魅力向上に繋がる。